

## リノベーションまちづくり推進業務委託仕様書

### 1 委託業務の目的

本業務は、空き店舗等のリノベーションを通じて、遊休不動産の利活用を促進するとともに、起業・創業の促進や雇用の創出、コミュニティの活性化等を図る「リノベーションまちづくり」を推進するため官民が連携した効果的なまちづくり事業を行うことを目的とする。

### 2 委託業務名

リノベーションまちづくり推進業務委託

### 3 一般事項

- (1) 本仕様書は、館山市（以下「甲」という。）が推進するリノベーションまちづくり推進業務を、受託者（以下「乙」という。）に委託するにあたり、必要な事項を定めるものとする。
- (2) 本仕様書は、委託業務の概要を示すもので、本書に示されていないものであっても、甲が事業を推進するのに必要と認める業務については、乙は甲の指示に従い誠実に履行しなければならない。
- (3) 本仕様書は、内閣府の地方創生推進交付金事業を含んでおり、乙は、委託事業に係る費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、本事業の趣旨及び目的、委託契約書の内容等を十分理解した上で、効率的かつ効果的な執行に努めなければならない。

### 4 業務委託場所

館山市の指定する場所とする。

### 5 委託業務の実施期間

契約日から令和5年3月24日まで。

### 6 委託業務の内容

本事業に係る各種団体との企画・連絡・調整を行い、必要な事項及び委託者の指示による事項を行う。

- (1) リノベーションまちづくり構想（ビジョン）の策定
  - ・リノベーションまちづくり事業を持続可能な取組とするための構想を策定する。
  - ・構想の策定については、地域住民や関連団体等との意見交換やワークショップ等を行った上で原案を作成する。その後甲において、館山リノベーションまちづくり実行委員会の承認を得た後、パブリックコメントを行う予定。
- (2) リノベーションまちづくり講演会
  - ・市内起業者等の出会いの場の創出・ネットワークづくり、関係人口の創出・拡大を目的

とする講演会を開催する。また、講演会開催に併せて、リノベーションまちづくり事業の経過報告をする機会を設ける。

(3) 起業支援に係る官民連携事業

・市内起業希望者等のサポートを行い、起業・創業機運の醸成を図る。

(4) 地元高校生とのまちづくり事業

・高校生に普段の学校生活では得られない経験や機会等を提供し、大学卒業後、Uターンの促進につながるようなまちづくり事業を実施する。

(5) 空き店舗活用ワークショップ

・館山駅東口エリアの空き家・空き店舗等を活用し、ワークショップ等を開催する。

(6) 地域関係団体等との共同事業

・地元町内会及び地元商店会等と連携・協力の上、地域コミュニティの醸成を図るため、イベント等を実施する。

(7) 館山駅東口駐輪場跡地の利活用事業

・地域住民や来訪者等が日常的に集まるコミュニティスペースとして、駐輪場跡地の利活用案を提案し、駐輪場跡地の管理を含めて、甲と連携して利活用を促進する。

7 実績報告書

関係資料を添付し、実績報告書を提出すること。

8 書類の提出

(1) 乙は、委託契約締結後、事業実施に先立ち、事業実施体制・業務内容等を記載した事業実施計画書を作成の上、甲に提出して承諾を得ること。

(2) 乙は、所定の業務日報に従事した業務の内容等を記し、甲の求めに応じて報告・提出すること。

9 その他

(1) 乙は、委託業務の内容に支障のないように遂行すること。

(2) 個人情報の保護に関する法律及び館山市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適正に取り扱うこと。

(3) 本業務の運営に支障をきたす事態が発生した場合は、速やかに甲に報告すること。

(4) 本業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、その都度、甲と協議し、その指示に従うこと。

(5) 本業務に係る文書の取り扱いについては、館山市の文書の取り扱いに準拠し適正に保存しなければならない。

(6) イベント等の開催について、館山リノベーションまちづくり実行委員会所有の機材（プロジェクター・スクリーン・音響機材）を使用することができる。

10 問い合わせ先

館山市経済観光部雇用商工課

(館山市館山1564-1 TEL0470-22-3136)